

# 令和4年度 固定資産税(土地)税制改正

資産税課 ☎224-5645

☎226-2539

令和3年度評価替えを踏まえ、以下の税負担措置を適用しています。税制改正について詳しくは、市ホームページをご確認ください。



## 令和3年度評価替え(土地)とは

固定資産税は、毎年1月1日時点において固定資産を所有している方が納める税金で、評価額を基に算定され、原則として3年に1度の基準年度ごとに評価の見直し(評価替え)を行っています。

令和3年度はこの評価替えに当たる年でしたが、令和3年度税制改正に伴い、地価の上昇により土地の課税標準額が上昇する土地については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額に据え置く措置が講じられていました。なお、令和3年度評価額については、令和3年度評価替え(評価の見直し)を踏まえた価格となっています。

## 令和3年度税制改正の仕組み

令和3年度課税において、宅地等<sup>\*1</sup>および農地<sup>\*2</sup>については、令和3年度の課税標準額が令和2年度の課税標準額と同額となる措置が講じられていました。

評価の見直しにより、令和2年度よりも課税標準額が上昇した場合も、上記の令和3年度の課税標準額が見直し後の令和2年度の課税標準額と同額となる措置を適用していました。

\*1 商業地等は負担水準が60%未満の土地に限り、商業地等以外の宅地等は負担水準が100%未満の土地に限る

\*2 負担水準が100%未満の土地に限る

## 令和4年度税制改正の仕組み

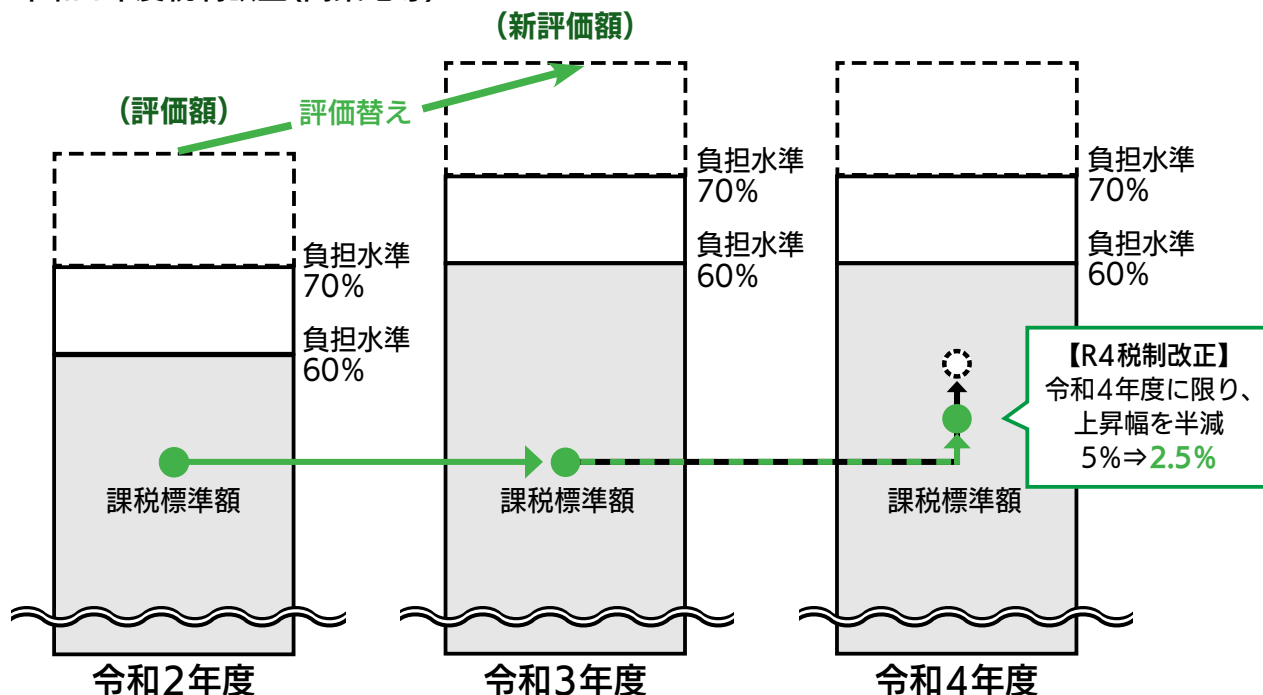
令和4年度に限り、負担水準が60%未満の商業地等の令和4年度の課税標準額は、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%(現行=5%)を加算した額となります。ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とします。

なお、令和3年度税制改正に伴い、課税標準額が据え置きの対象となっていた宅地<sup>\*3</sup>や農地<sup>\*4</sup>については、令和3年度税制改正の特例措置が終了するため、現行の税負担措置の適用となります。

\*3 令和3年度課税において、商業地等以外の宅地で負担水準が100%未満の土地に限る

\*4 令和3年度課税において、負担水準が100%未満の土地に限る

## 令和4年度税制改正(商業地等)



## 川越市行財政改革推進計画アクションプランを策定

行政改革推進課 ☎224-5505 ☎225-2895



昨年10月に策定した川越市行財政改革推進計画の実行計画として、取組項目ごとの具体的な内容やスケジュールを定めるアクションプランを策定しました。今後、同プランに基づき、それぞれの事務事業を改めて検証し、事務事業の見直しや積極的な歳入確保等の行財政改革の取り組みを進めていきます。

### ■プランの概要

計画期間…令和3年度～同7年度(毎年度更新予定)

取組項目…事務事業の見直し、公債費の縮減、市税収入率の向上、ふるさと納税の拡充など、20項目

計画内容…各取組項目の令和7年度目標、年次計画、目標効果額など

## 川越駅東口駅前広場バスのりば変更のお知らせ

道路環境整備課 ☎224-6029 ☎222-6017



全景

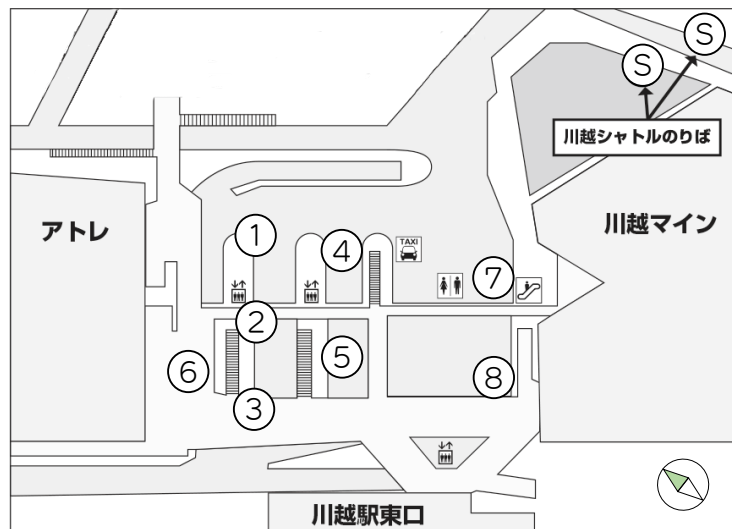


公衆トイレ



エスカレーター

駅前広場の改修工事が3月に完了しました。工事の完了に合わせて、4月からバスのりばを変更しました。工事期間中はご理解とご協力をいただきありがとうございました。



### ■バス行き先

- ① 神明町車庫
- ② 八幡団地、東松山駅
- ③ 小江戸名所めぐりバス
- ④ 鴻巣免許センター、鴻巣駅西口、新荒子、神明町車庫(月吉町経由)
- ⑤ 桶川駅、山ヶ谷戸
- ⑥ パイオニア前、坂戸車庫、若葉駅
- ⑦ 上尾駅西口、埼玉医大総合医療センター、橘神社前、川越運動公園、宮下町循環
- ⑧ 川越グリーンパーク、本川越駅
- ⑨ 川越シャトルのりば

タクシーのりば 公衆トイレ エスカレーター

## 児童手当の制度が変わります



こども政策課 ☎224-6278 ☎223-8786

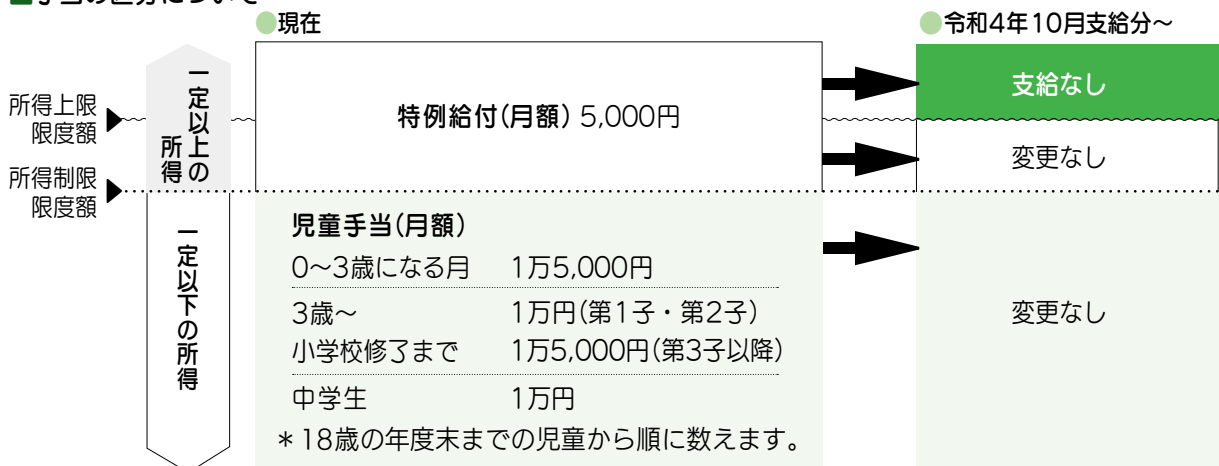
### ①現況届の提出が原則不要となります

引き続き現在の受給者が手当を受給する場合、児童の養育状況が変わっていなければ、市から提出の案内があった方を除き、令和4年度以降の現況届の提出は不要となります。

### ②令和4年6月分(令和4年10月支給)から所得上限限度額が設けられます

現在、受給者の所得に応じて、下の「手当の区分について」のとおり所得制限限度額未満の場合は児童手当(本則給付)を、所得制限限度額以上の場合は特例給付を支給していますが、令和4年6月分(令和4年10月支給)から受給者の所得が所得上限限度額以上となった場合、特例給付は支給対象外となります。また、手当が支給されなくなった後、受給者の所得が所得上限限度額を下回り手当を受給できるようになった場合、新たに申請する必要がありますのでご注意ください。

#### ■手当の区分について



#### ■支給月

支給月	10月	2月	6月
手当の対象月	6~9月分	10~1月分	2~5月分

#### ■所得制限について

扶養親族等の数	所得制限限度額 (超過した場合は特例給付)		所得上限限度額 (超過した場合は支給なし)	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200
4人	774	1,002	1,010	1,238
5人以上の場合、1人につき所得額に38万円を加算				

\* 令和4年6月~同5年5月分の手当額は、令和4年度(令和3年中)所得により判定します。

## 4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました



広聴課 ☎224-6160 ☎222-5454

#### 18歳に変更されたもの

- 女性の婚姻可能年齢(男性は従前から18歳)
- 10年用一般旅券の取得
- 公認会計士、司法書士などの国家資格に基づく職業に就くこと
- 性同一性障害の方が性別の取り扱いの変更審判を受けること
- 帰化の申請

#### 20歳が維持されたもの

- 飲酒・喫煙
- 公営競技の投票券の購入
- 国民年金の被保険者資格

#### ■悪質商法などの被害に注意!

18歳・19歳の方は、親などの法定代理人の同意なく1人で契約ができるようになりましたが、未成年者取消権(未成年者が保護者の同意を得ずに契約した場合に契約を取り消すこと)を行使できなくなります。契約の際は、解約条件や同意事項なども必ず確認しましょう。

また、少しでも「おかしいな」と思ったときは、消費生活センター☎224-6162にご相談ください。

## 住宅改修費用の一部を補助



産業振興課 ☎224-5934 ☎224-8712

今年度に限り、補助限度額を7万円に引き上げ、受付件数を大幅に増やして実施します。

受付期間…来年1月10日(火)まで

対象…次のすべてに該当する方①川越市に住民登録がある、②リフォームする住宅の所有者で、その住宅に住居している、③市税に滞納がない、④過去に同制度を利用していない、⑤来年2月7日(火)までに実績報告書が提出できる

対象工事…市内施工業者が行う20万円以上(消費税を除く)の個人住宅の改修工事で、他の補助対象工事でない  
申し込み…同課(本庁舎5階)で配布する申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、必要書類を添えて郵送または直接同課

\*補助金交付決定前に着工した場合、補助は受けられません。必ず交付決定後に着工してください。

\*補助額が予算額に達した時点で受け付けを終了します。

## 犬や猫の飼い主の方へ



食品・環境衛生課 ☎227-5103 ☎224-2261

「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正により、6月1日(火)以降に装着されたマイクロチップは「犬と猫のマイクロチップ情報登録」という環境省のデータベースに登録されることとなります。現在、犬や猫のマイクロチップを、既存の民間登録団体(Fam、JKC、AIPOなど)に登録している飼い主の方は、5月31日(火)までに「移行登録サイト」にアクセスし、手続きをすれば、無料で環境省のデータベースにも登録できます。

詳しくは、公益社団法人日本獣医師会(☎03-6384-5320)にお尋ねください。

## 令和4年度市・県民税課税証明書等の発行開始日のお知らせ



対象	収入が給与のみの方で、市・県民税が給与から差し引きされている方(特別徴収)	左記以外の方(普通徴収等)
発行開始日	5月13日(金)	6月10日(金)
問い合わせ	市民税課 ☎224-5637 ☎226-2540	

## 軽自動車税種別割



市民税課 ☎224-5637 ☎226-2540

三輪以上の軽自動車の税率(税額)は、初度検査年月によって税率が異なります。また、令和3年4月1日から同4年3月31日までに初度検査を受けたもので、基準を満たすものは、グリーン化特例が適用されます。

税率等については詳しくは、市ホームページまたは軽自動車税種別割納税通知書をご確認ください。

### 障害のある方の軽自動車税種別割を減免

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ方のうち、一定の要件に該当する場合は、申請することで軽自動車税種別割が減免になります。



また、これらの手帳を持つ方と生計を同一にする方が所有する車を、手帳を持つ方のために運転する場合も対象となります。なお、減免を受けられる車は、普通車を含めいずれか1台に限ります。

減免には毎年申請が必要です。なお、今年度に限り、初めて減免申請をする方も郵送での申請が可能です。

必要書類…①軽自動車税種別割減免申請書(市ホームページからダウンロード可)、②令和4年度軽自動車税種別割納税通知書、③実際に運転する方の運転免許証、④各手帳、⑤マイナンバーカードまたは番号確認書類(通知カード等)と身元確認書類(運転免許証等)、⑥納税義務者、障害のある方、実際に運転する方が別住所の場合は同一生計であることが分かる書類

申請方法…納税通知書が届いてから、5月31日(火)(消印有効)までに郵送または直接同課(本庁舎2階。郵送の場合は、必要書類①②の原本と、③⑤⑥の写し、④の全ページの写しを添付し、〒350-8601川越市役所市民税課)

## 通知書などを発送します

### 固定資産税・都市計画税納税通知書

対象	令和4年1月1日現在、固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者
発送予定日	5月10日(火)
問い合わせ	資産税課 ☎224-5642 ☎226-2539

### 軽自動車税種別割納税通知書兼領収証書

対象	令和4年4月1日現在、原動機付自転車・軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車の所有者
発送予定日	5月10日(火)
問い合わせ	市民税課 ☎224-5637 ☎226-2540

## 耐震診断等への補助

建築指導課 ☎224-5974 ☎225-9800

耐震診断・耐震改修、アスベスト含有調査、ブロック塀等の撤去について補助金を交付します。補助を受けるには、申請が必要です。受け付けは先着順で、補助金が予算額に達した時点で終了します。



耐震診断・耐震改修



アスベスト



ブロック塀

## 光化学スモッグに注意



環境対策課 ☎224-5894 ☎225-9800

5月から9月にかけて、晴れて日差しが強く、風が弱い日には光化学スモッグが発生しやすくなり、目がチカチカする、のどが痛くなるなどの症状が出る場合があります。光化学スモッグが発生したら、屋外での激しい運動は避け、目などに刺激を感じたらすぐに屋内に入りましょう。発令情報は、市の防災行政無線、公共施設の掲示板、メール配信サービスなどでお知らせします。

### 健康被害に遭ったら

洗眼・うがいをしてください。症状が良くならない、呼吸困難やけいれんがある場合は医師の診断を受けてください。また、健康被害の状況を、環境対策課または保健予防課 ☎227-5102へ連絡してください。

## 自転車を利用する方へ

防犯・交通安全課 ☎224-5721 ☎224-6705

### 自転車マナーアップ強化月間

5月1日から31日までは自転車マナーアップ強化月間です。歩行者・自転車・自動車等が共に安全に通行できる地域社会の実現を目指します。もう一度、自転車の使い方について確認し、交通事故を防止しましょう。

### 毎月10日は「自転車安全利用の日」

「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」では、毎月10日を「自転車安全利用の日」と定めています。自転車に乗るときの基本ルール「自転車安全利用五則」を実践するなど、自転車の安全な利用に努めましょう。

### ■自転車安全利用五則

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外、②車道は左側を通行、③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行、④ 安全ルールを守る、⑤子どもはヘルメットを着用

## 再生可能エネルギー機器等導入補助金



環境政策課 ☎224-5866 ☎225-9800

個人の住宅に再生可能エネルギー機器等を設置する方に、補助金を交付します。補助は、4月1日以降に着工する方が対象です。受け付けは先着順で、補助金が予算額に達した時点で終了します。詳しくは、市ホームページまたは同課(本庁舎5階)で配布している申請の手引きを確認するか、お尋ねください。

受付期間…5月9日(月)～12月23日(金)

## 省エネエアコン普及促進事業



環境政策課 ☎224-5866 ☎225-9800

個人の住宅に省エネエアコン(省エネラベリング制度に基づく統一省エネラベルにおいて星4つ以上を獲得している製品)を新規または買い替えにより設置する方に補助金を交付します。詳しくは、市ホームページまたは同課(本庁舎5階)で配布している申請の手引きを確認するか、お尋ねください。

受付期間…5月23日(月)～11月30日(水)

## 就学費用を援助します



教育財務課 ☎224-6083 ☎224-5086

経済的理由で公立小中学校への就学が困難な家庭に、学用品・給食・校外活動・修学旅行など、就学に係る費用を援助します。対象は、世帯所得が基準額未満の方、児童扶養手当を受給している方です。内容等については、4月に各学校で配布した「就学援助のお知らせ」または市ホームページを確認するか、お尋ねください。

申請期間…5月9日(月)～6月8日(水)

## 川越市文化芸術によるまちづくり補助金



文化芸術振興課 ☎224-6157 ☎224-8712

文化芸術による新たな魅力の創出に寄与する活動や、若い世代が文化芸術事業に参加できる活動を行う団体に補助金を交付します。申請方法等については詳しくは、市ホームページを確認するか、お尋ねください。

受付期間…5月2日(月)～31日(火)

## 人権擁護委員は 身近な相談相手



人権推進課 0224-5579 0223-1726

いじめや暴力、差別などの人権侵害、困り事がありましたら、気軽にご相談ください。相談は無料です。個人の秘密は厳守されます。

### 特設人権相談(人権擁護委員)

日時…毎月第2水曜日(6月・12月は第1水曜日)、午後1時～4時

会場…ウエスタ川越3階

### 常設相談(人権擁護委員または法務局職員)

日時…月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く)、午前8時30分～午後5時15分(電話相談も可)

会場・問い合わせ…さいたま地方法務局川越支局 0243-3824

## 国保の切り替えには 手続きが必要です



国民健康保険課 0224-5833 0224-7318

国民健康保険(国保)から他の健康保険に加入した場合は、国保の脱退手続きが必要です。手続きをしないと、資格が継続し、国保税が課税され続けてしまいます。また、他の健康保険を脱退した場合には、国保への加入手続きが必要です。加入、脱退手続きは、世帯主または同一世帯の方であれば、代理で行えます。なお、国保税は申請することで口座振替が可能です。

必要書類等詳しくは、市ホームページを確認するかお尋ねください。

## 付加年金で年金を 上乗せできます



市民課 0224-5764 0226-5091

保険料に加えて付加保険料(月額400円)を納めると、高齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。国民年金の第1号被保険者と、65歳未満の任意加入被保険者が対象です。納付は申し込んだ月の分からで、さかのぼっての納付はできません。納付期限は翌月末日で、国民年金保険料と併せて納付します。

申し込み…年金手帳または基礎年金番号通知書・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)を持参の上、直接同課(本庁舎1階)・市民センター・川越駅西口連絡所・川越年金事務所

## みどりを増やす活動を応援します

環境政策課 0224-5866 0225-9800

市では、潤いと安らぎのあるまちとするため、みどりを増やすさまざまな活動を応援します。

### 緑の募金(家庭募金)にご協力を

自治会を通じて募金を行います。

期間…5月1日(日)～8月31日(水)

### 「川越市緑の基金」にご協力を

募金箱は、市役所受付(本庁舎1階)と同課(本庁舎5階)にあります。募金した方には花の種をプレゼントします。

### 市民花壇

一定要件を満たす花壇を「市民花壇」に指定し、地域団体の皆さんに市から支給する花の植え替えや、水やり・除草などをお願いしています。新たに市民花壇の指定を希望し、花壇工事を伴う場合は、8月31日(水)までに申請してください。

### 市民の森指定

個人などが所有する樹林に、散策路や休憩施設などを整備し、市民の皆さんの憩いの場とするため「市民の森」を指定しています。

### はじめませんか? 「緑のカーテン」

建物の前面にネットを張り、アサガオやゴーヤなどで作る緑のカーテン。夏場の室温の上昇を抑えるには今が始めどきです。自宅や職場で取り組んでみませんか?

## 上下水道事業経営 審議会委員を募集



総務企画課 0223-3063 0223-3078

任期…委嘱の日から2年間

対象…次の全てを満たす方①市内在住で水道または公共下水道を使用している、②令和4年7月1日現在18歳以上、③原則平日昼間に年5回程度開催する会議に出席可能、④市の他の附属機関などの委員でない

定員…2人(選考)

申し込み…任意の用紙に審議会名・住所・氏名・ふりがな・生年月日・電話番号・主な経歴を明記し、小論文「市民生活における水道事業または公共下水道事業の役割について」(1,000字程度・書式自由)を添えて、5月31日(水)(必着)までに電子申請・郵送または直接同課(郵送の場合は三久保町20-10・上下水道局総務企画課)

\*市ホームページは5月1日(日)公開予定です。



## 国民生活基礎調査を実施

厚生労働省が実施する同調査は、医療・福祉・年金などの暮らしにかかわる事柄を調査し、統計資料とするものです。同省が調査対象に選んだ世帯に調査員証を持った調査員が訪問し、調査票を配布・回収します。ご協力をお願いします。

**医療などの調査(世帯票・健康票・介護票)**

調査日(基準日) …6月2日(木)

問い合わせ…保健総務課 ☎227-5101 ☎224-2261

**所得などの調査(所得票・貯蓄票)**

調査日(基準日) …7月14日(木)

問い合わせ…生活福祉課 ☎224-5784 ☎224-6148

## 高齢者の生きがい・生活支援

\*市内に住所がある方が対象です。



高齢者いきがい課 ☎224-5809 ☎229-4382

**健康ふれあい入浴利用券**

入浴施設を利用する際に1回200円を補助する利用券を交付します(年度内6回分)。

対象…65歳以上

**敬老マッサージサービス**

あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうのいずれかを年度に1回、無料で受けられる利用券を交付します。

対象…70歳以上(年度中70歳に達する方を含む)

**市内循環バス(川越シャトル)特別乗車証の交付**

1乗車100円(90歳以上無料)で乗車できる特別乗車証を交付します。

対象…70歳以上

**要介護高齢者手当の支給**

対象…在宅で要介護3~5の65歳以上(医療保険での入院は対象)

支給額…月額8,000円(申請月から支給します)

**紙おむつの給付**

月額5,000円の範囲内で、申請の翌月から紙おむつを給付します。

対象…在宅の要介護1~5で、常時失禁の状態にあり、排せつの介助が必要な65歳以上(要介護1~3の方は、要介護認定調査資料に基づき受給の可否を判断します)

このほかにも事業を実施しています。各事業の内容について詳しくは、同課(本庁舎3階)・市民センター・川越駅西口連絡所で配布する高齢者サービスのしおり、市民のしおり、市ホームページを確認するか、お尋ねください。紹介した事業は郵送で申請できます。

## 5月29日(日)は ごみゼロ運動



資源循環推進課 ☎239-6267 ☎239-5054

道路や公園などの公共の場に落ちているごみを拾い、清潔で美しいまちをつくるための運動です。当日は、家庭ごみや粗大ごみを回収する日ではありません。皆様のご理解とご協力をお願いします。

**環境美化活動への支援**

市では、ごみゼロ運動の日以外に地域の清掃活動を行う団体に、ごみ袋の支給やごみ挟み・啓発用ベスト・リヤカーの貸し出しを行っています。

また、川越県土整備事務所では、道路や河川の清掃活動を行う登録団体に、ごみ袋の支給やボランティア保険加入などの支援を行っています。詳しくは、同事務所 ☎243-2020にお尋ねください。

## 地域包括支援センターの 事業所名が変わります

地域包括ケア推進課 ☎224-6087 ☎229-4382

10月1日(土)から、地域包括支援センターの事業所名が次の通り変更されます。なお、所在地、電話番号、ファクス番号、担当圏域は変更ありません。

変更前	変更後
川越市地域包括支援センター キングス・ガーデン	川越市地域包括支援センター きた
川越市地域包括支援センター 小仙波	川越市地域包括支援センター 中央ひがし
川越市地域包括支援センター 連雀町	川越市地域包括支援センター 中央にし
川越市地域包括支援センター よしの	川越市地域包括支援センター ひがし分室
川越市地域包括支援センター よしの分室みなみふるや	川越市地域包括支援センター ひがし
川越市地域包括支援センター たかしな	(変更なし)
川越市地域包括支援センター みずほ	川越市地域包括支援センター みなみ
川越市地域包括支援センター だいたう	(変更なし)
川越市地域包括支援センター かすみ	(変更なし)
川越市地域包括支援センター みなみかぜ	川越市地域包括支援センター にし
川越市地域包括支援センター みなみかぜ分室霞ヶ関北	川越市地域包括支援センター にし分室

## 文化芸術かがやき賞 表彰式を開催しました



文化芸術振興課 ☎224-6157 ☎224-8712  
3月24日、やまぶき会館で川越市文化芸術かがやき賞の表彰式を開催しました。同表彰制度は文化芸術分野で活躍する子どもたちを応援する制度です。受賞者は個人が40人、団体が1団体という結果になりました。  
今年度も推薦の受け付けを予定しています。詳しくは、今後、広報川越や市ホームページなどでお知らせします。



令和3年度川越市文化芸術かがやき賞表彰式



令和3年度川越市文化芸術かがやき賞表彰式

## 川越しごと支援センター をご利用ください



川越しごと支援センター ☎238-6700 ☎238-6701  
川越しごと支援センターは、市の就職支援の拠点として、埼玉労働局と市が共同で運営しています。  
所在地…川越市民サービスステーション内  
同センターでできること

### ■ハローワークの就職相談

ハローワーク求人検索機能にて、ご自身の条件に合った求人を検索し、職業紹介部門のナビゲーターによる相談・紹介を行っています。

### ■しごと相談(予約優先)

市のしごと相談員が仕事探しの相談に応じます。

### ■適性診断

適性診断用パソコンソフトを使って、興味・キャリアからご自身に向けた職業を診断します。

### ■各種セミナーの開催

女性向けや中高年世代向け、60歳以上を対象としたシニア向けなどの再就職に役立つセミナーを開催します。  
\*詳しくは、同センターのセミナーカレンダーや市ホームページをご確認ください。

## ～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

### ●川越市地域防災計画の公表 防災危機管理室 ☎224-5554 ☎225-2895

防災基本計画、県地域防災計画の修正および近年の災害を踏まえ、市の防災体制見直しを実施し、その結果を反映させるため、川越市地域防災計画を修正しました。川越市地域防災計画は、防災危機管理室(本庁舎4階)・市民センター・川越駅西口連絡所、市ホームページで確認できます。

### ●施設カルテの公表 社会資本マネジメント課 ☎224-6377 ☎225-2895

公共施設に関する情報を「見える化」し、市民や施設利用者等と情報共有を図るため、施設ごとに施設諸元や利用状況、コスト情報などを整理した「施設カルテ」を作成し、市ホームページに公表しています。

### ●5月18日(水)午前11時にJアラートの試験放送を流します 防災危機管理室 ☎224-5554 ☎225-2895

国が発する弾道ミサイル情報等の緊急情報を、全国瞬時警報システム(Jアラート)受信機が受信し、正常に防災行政無線から放送されることを確認する全国一斉情報伝達試験を行います。当日は市内全ての防災行政無線から試験放送が流れます。ご理解とご協力をお願いします。

### ●国民健康保険と後期高齢者医療制度の傷病手当金支給の適用期間を延長

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金支給の適用期間は令和2年1月1日から同4年3月31日の間でしたが、適用期間が6月30日(木)まで延長されました。詳しくは、市ホームページを確認するか、国民健康保険=国民健康保険課 ☎224-5836 ☎224-7318、後期高齢者医療制度=高齢・障害医療課 ☎224-5842 ☎224-7318にお尋ねください。

### ●納税通知書の口座内容をご確認ください 収税課 ☎224-5686 ☎226-2538

納税通知書が届きましたら、記載のある口座内容に誤りがないかご確認ください。

### ●赤十字はあなたの善意から 福祉推進課 ☎224-5769 ☎225-3033

災害救護活動や国際救援活動など、人間の命と健康、尊厳を守るための活動を行っている日本赤十字社の事業を支えるため、活動資金を募集します。赤十字の理念や取り組みをご理解いただき、ご協力をお願いします。

### ●ウクライナ人道危機救援金にご協力ください 福祉推進課 ☎224-5769 ☎225-3033

庁舎案内(本庁舎1階)と福祉推進課(本庁舎1階)に日本赤十字社を通じた人道支援のための募金箱を設置しています。

### ●5月12日は「民生委員・児童委員の日」です 福祉推進課 ☎224-5769 ☎225-3033

大正6年5月12日に民生委員制度の前身の制度が始まって以来、民生委員・児童委員は地域の身近な相談役として活動しています。福祉に関する心配事などがありましたら、いつでもご相談ください。相談内容等の秘密は固く守られます。

### ●斎場市民聖苑利用説明会 斎場 ☎226-0090 ☎226-7088

5月23日(月)午前9時～▶午前10時30分～。対象は市内在住。定員は各先着10人。申し込みは電話で斎場。

### ●市役所本庁舎の空調設備改修工事を実施中 管財課 ☎224-5633 ☎225-2895

1階ロビーの待ち合わせスペースなどが狭くなっています。また、駐車場が一部変更になっています。駐車台数が少なくなっていますので、ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。なお、窓口業務は通常どおり行います。